

# 下水道事業のあり方について 報 告 書

平成 25 年 6 月

舞鶴市下水道事業あり方懇話会

## 一 目 次

はじめに	2
懇話会の進め方	2
テーマ1 公共下水道と集落排水等の使用料体系の統合について	3
テーマ2 経営健全化の事業者取組みについて	6
テーマ3 使用料のあり方について	9
おわりに	11

### 資料編

* 舞鶴市下水道事業あり方懇話会委員名簿	12
* 舞鶴市下水道事業あり方懇話会に関する要綱	13
* 舞鶴市下水道事業あり方懇話会開催経過	14

## はじめに

舞鶴市の下水道は、舞鶴湾や河川の環境保全、市民の快適で住みよい生活環境を実現するために欠かすことの出来ない公共性・公益性の高い重要なライフラインです。

このため、舞鶴市水洗化総合計画に基づき、公共下水道のほか、特定環境保全公共下水道、漁業集落排水、農業集落排水、合併処理浄化槽の事業手法により整備が進められ、平成 24 年度末の水洗化普及率は 93%に達し、今後は、管理運営に重点を置いた経営の時代に移行しようとしています。

一方、社会の潮流は、人口減少・少子高齢化社会の進行や、生活様式の変化など、変換の時期を迎えており、これらは今後の下水道事業の経営のあり方に大きな影響を及ぼすことが予想されます。

このような中、本懇話会は、平成 24 年 10 月以降、舞鶴市の下水道事業にかかる次の 3 つのテーマについて意見交換を重ねてまいりました。

- ① 公共下水道と集落排水等の使用料体系の統合について
- ② 経営健全化の事業者取組みについて
- ③ 使用料のあり方について

今後の下水道事業の経営にあたっては、経営環境の変化に適切に対応し、一層の経営基盤の強化を図っていくことによって、市民サービスを持続的・安定的に提供していくことが重要です。

この報告書は、これらのことを踏まえ、舞鶴市の下水道事業のあり方について、懇話会で意見交換した概要についてまとめたものです。

## 懇話会の進め方

本懇話会は、舞鶴市から示されたそれぞれのテーマにかかる経緯や現状、他市の状況等の資料を参考に、今後の下水道事業経営のあり方について、意見交換を行いました。

各テーマの共通確認事項及び意見の内容は以下のとおりです。

## テーマ1

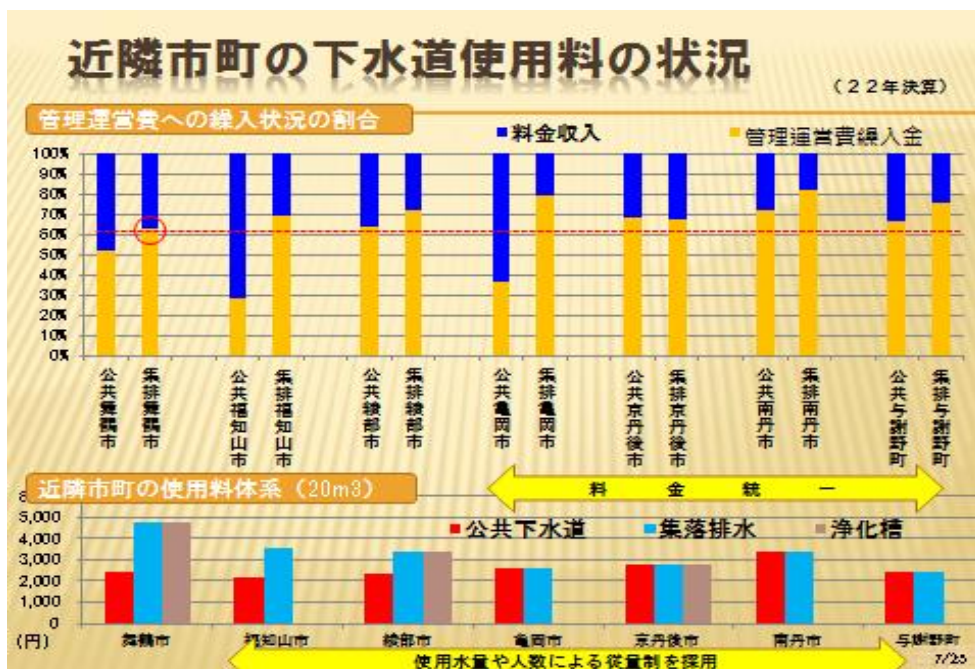
## 公共下水道と集落排水等の使用料体系の統合について

## 1.共通確認事項

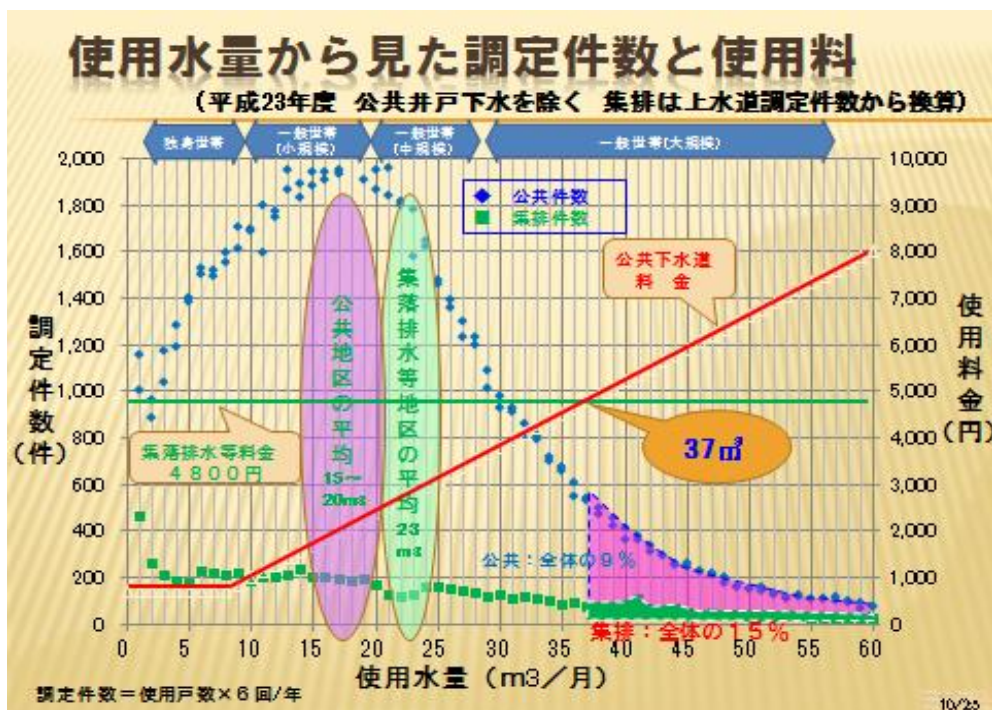
- ① 舞鶴市の下水道使用料は、公共下水道は従量制、集落排水等は定額制が採用されている。

	改訂日	改定概要	20㎡の料金
公共 下水 道	S44年4月	○水道料金比例制を採用 水道料金の80%	512円
	S48年4月	○水道料金の改正により使用料を改定 ○営業用などの区分を見直し家事用に統一	732円
	S50年8月	○水道料金の改正により使用料を改定 水道料金の70%	967円
	S51年4月	○水道料金の改正により使用料を改定	1,258円
	H4年4月	○消費税分3%を加算	1,295円
	H9年4月	○消費税及び地方消費税分5%を加算	1,320円
	H14年10月	○維持管理費の100%と起債償還の20%を 賄うための改定	1,962円
H19年4月	○維持管理費の100%と起債償還の40%を 賄うための改定	2,391円	
集落 排水 等	S59年10月	○地区毎の独立採算制を採用（定額制）	7,140～8,400円
	H21年4月	○施設改良基金を廃止する改定	4,840～7,700円
	H22年9月	○特環・農業・漁業・浄化槽を最安価地区 の使用料に統一改定する。	4,800円

- ② 集落排水等の使用料設定の経過  
集落排水の供用開始当時、集落排水地区の上水道料金は、従量制と定額制が混在していたため、集落排水使用料は、維持管理費をもとに、一戸当たりの使用料負担額が算定され、地区ごとの定額制が採用された。  
(集落排水 7,140円～8,400円、浄化槽 6,100円)  
平成22年9月から月額4,800円／戸に統一された。
- ③ 現在、平均的な使用水量とされる1ヶ月20m<sup>3</sup>使用した場合の使用料は、公共下水道は2,391円、集落排水等は4,800円となっている。
- ④ 水洗化の事業手法は、国の基準に基づき、市の水洗化総合計画で定められることから、使用者は公共下水道・集落排水等の事業手法の選択は出来ない。
- ⑤ 集落排水等の維持管理費は、規模が小さいため、公共下水道に比べて割高になっている。
- ⑥ 周辺6自治体では、使用料体系統一が4市町、従量制で別体系が2市両者の使用料の差額は、一般会計繰入金で補てんされている。



- ⑦ 集落排水等の地区からは、使用料低減の要望がある。
- ⑧ 使用料体系を統合した場合、集落排水等利用者の85%で使用料負担が軽減される。統合による市の使用料減収額と経費の増額は、合わせて年間約3,900万円になる。



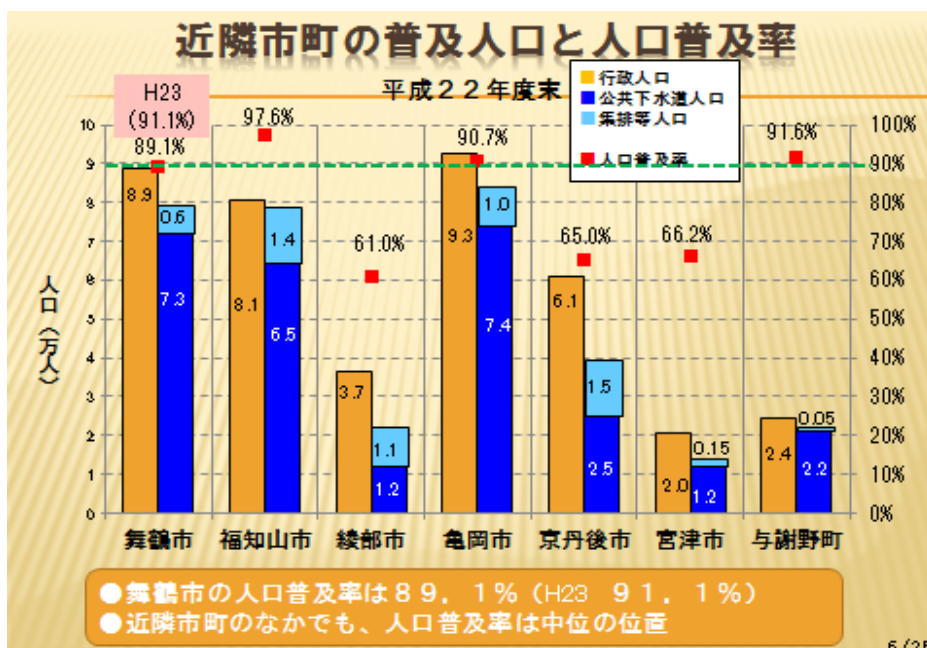
## 2.使用料統合に対する意見

- ・ 従来からある同じ市の中で、料金が違うというのはおかしい。
- ・ 同一の市民サービスに対しては、同じ負担であるというのが大原則である。
- ・ 市民が、整備手法を選択することができたのであれば、使用料が異なっても仕方がないが、同一の市民サービスという原則に戻って考えるべき。
- ・ 公共用水域の水質保全の見地から水洗化を促進しているのだから、それを踏まえて、料金統合について考えるべき。
- ・ 水質保全を図るといふ国や市の方針に、集落排水等の住民は最初からハンデを負っていることを市民全体で理解しなければならない。
- ・ 料金体系を統一した場合、新たに 3,900 万円の財源が必要になるが、これをどう賄うのかは、これからの議論。
- ・ 電気、ガス、水道料金は地域によって大きな差がない。下水道も社会全体の公共サービスと考えればよい。
- ・ 公共下水道地区以外の地域の下水道使用料が高くなると、大浦地域と加佐地域の過疎化に拍車がかかることが危惧される。
- ・ 集落排水等の整備については、地区からの要望により、多額の投資をしてきたことから、「応分の使用料負担を求める」との考え方もあり得るのではないか。
- ・ 将来は統一すべきと考えるが、今、事を進めてよいのか判断が難しい。

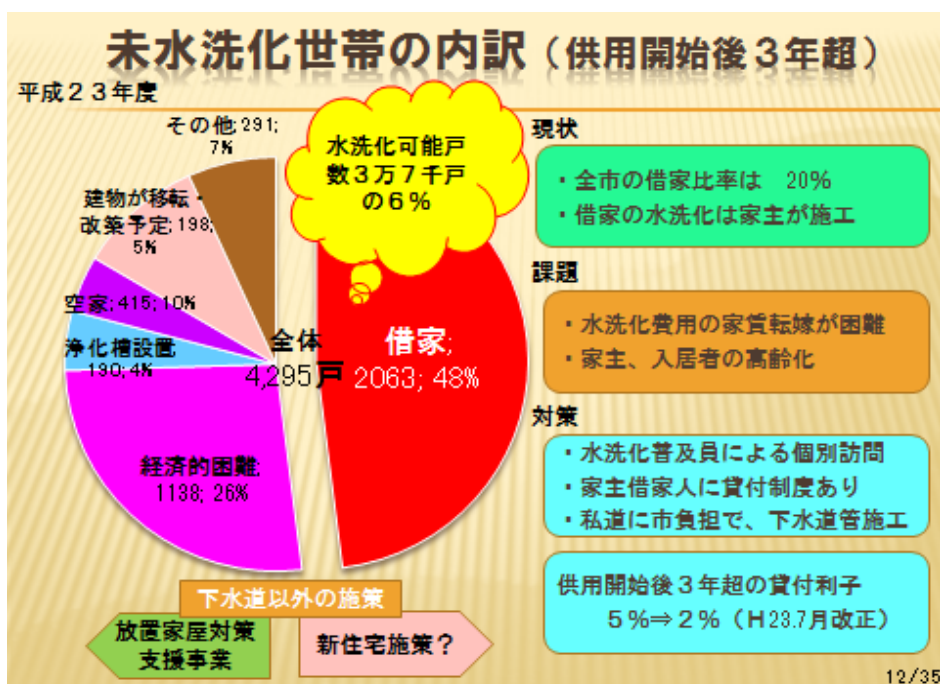
## テーマ2 経営健全化の事業者取組みについて

### 1.共通確認事項

- ① 下水道事業の健全経営の2本柱は「収入確保」と「経費節減」
- ② 平成23年度末の舞鶴市の人口普及率は91.1%で府下平均並、接続率は86.5%で、人口規模等類似都市より低水準にある。



- ③ 供用開始後3年を経過した未接続建物4,295戸のうち48%は借家。



- ④ 管理運営費にかかる一般会計からの繰入金には、国の基準に基づく「基準内繰入金」と市独自措置による「政策的繰入金」とがあり、基準内繰入金には国の財政措置がある。

繰入金の状況（23年度決算）

区 分	公共下水道	集落排水等
基準内繰入金	8億2,500万円	1億3,900万円
政策的繰入金	1億6,900万円	2,600万円

- ⑤ 平成23年度末の下水道使用料の滞納額は約6,000万円。
- ⑥ 整備計画の見直しや、国の制度等の活用による23年度までの経費節減総額は約238億円、うち、市民負担の軽減額は約169億円。  
これにより、現世代の使用料負担は1家庭あたり8,000円／年、一般会計の負担は市民1人あたり4,600円／年の負担軽減になっている。



- ⑦ 維持管理の時代を間近に控え、地方公営企業法の適用は検討課題。

## 2.収入確保に関する意見

・ 接続率の向上には、他都市の事例等を参考に新たな対策が必要ではないか。特に、空家・借家対策が一番大きな課題。  
例えば、空家を借り上げて市営住宅にすれば町の活性化、町中の再生が図られ、稼働率も上がる、こういうコンパクトな街にしていく施策を下水道だけでなく、市全体で考える必要がある。



- ・し尿汲取り料金を見直して、下水道接続への誘導策がとれないか。
- ・滞納対策は悪質な場合については、給水停止措置を進めるべき。
- ・下水道使用料の滞納者は、他の市の債権も滞納している場合が多いのではないか。市の債権管理を専門的に行う部門を立ち上げるべき。
- ・口座振替による納付を進めるべき。
- ・債権回収の外部委託の検討も必要。

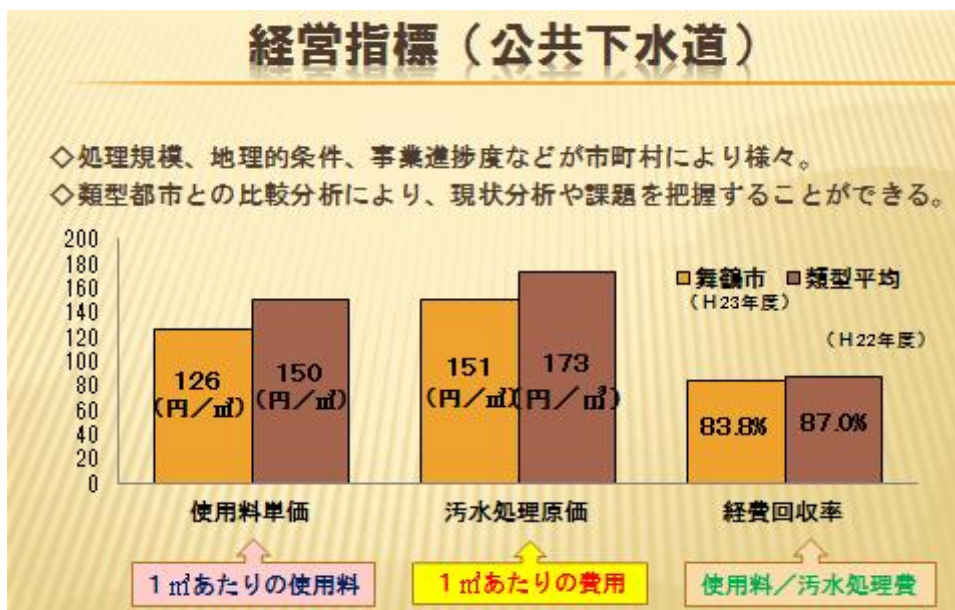
### 3.経費節減に関する意見

- ・市は経費節減に努めているが、現状では採算はとれない。
- ・水洗化総合計画の見直しで、農業集落排水事業から浄化槽事業に変更したことによって、住民には、初期投資の差が生じることとなったことが不公平感として出てはいけない。
- ・長期的に下水道を経営していくにあたり、人員構成、アウトソーシングなどの経費削減計画を策定すべき。
- ・地方公営企業法の適用はトップ（市長）が必要と判断すれば、すぐにできる。そうでなければ、導入してもいいものはできない。
- ・現行の維持管理費と元利償還金をベースにした使用料設定と、減価償却費をベースにする地方公営企業法とでは、コスト計算の方法が違ってくる。

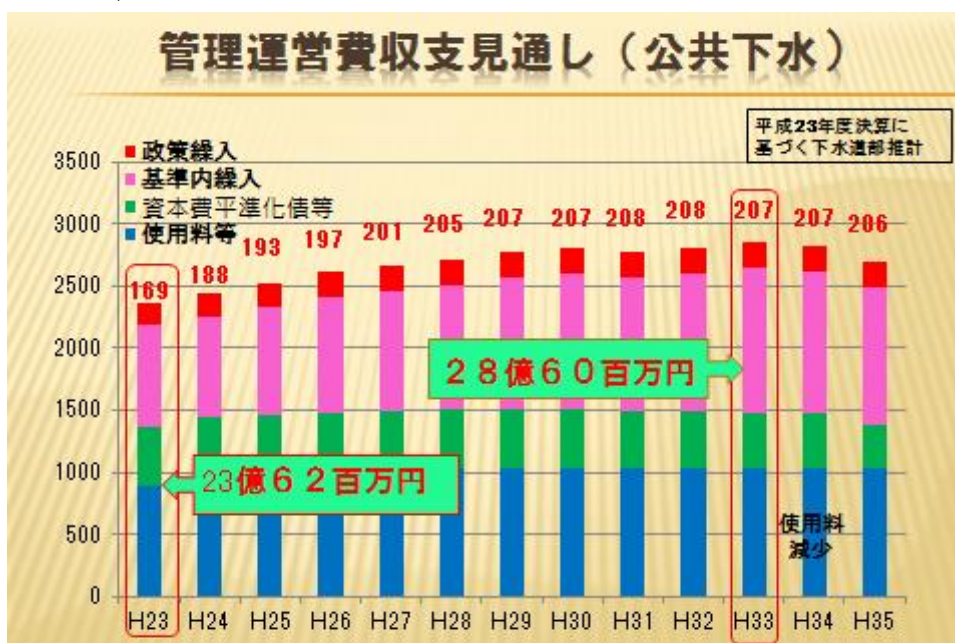
### テーマ3 使用料のあり方について

#### 1.共通確認事項

- ① 下水道事業は、地方財政法で使用料収入による独立採算が求められている。
- ② 舞鶴市の使用料単価は 126 円で、類型団体平均 150 円より低い。
  - 〃 汚水処理単価は 151 円で、〃 173 円より低い。
  - 〃 経費回収率は 83.8%で 〃 87.0%より低い。



- ③ 10年後、管理運営費は5億円増加し、使用料収入は1億円増加。  
現行1億6,900万円の公共下水道の政策的繰入金は、2億円強で推移。



- ④ 近隣他都市と比較した場合、舞鶴市の使用料水準は、月 20 m<sup>3</sup>では中程、月 53 m<sup>3</sup>以上で最も低くなる。他都市の使用料体系を舞鶴市が採用した場合、使用料総額（試算値）は、6～64 ポイント高くなる。累進制を採用していないのは舞鶴市のみ。

**使用料金体系比較**

(単位：円)

区 分	20m <sup>3</sup>	53m <sup>3</sup>	300m <sup>3</sup>	使用料総額	比較	累進単価/m <sup>3</sup>
<b>舞鶴市</b>	<b>③ 2,391</b>	<b>① 7,035</b>	<b>① 41,787</b>	<b>9.0 億円</b>	<b>100</b>	<b>134</b>
福知山市	① 2,247	7,056	48,552	9.5 億円	106	40～165
綾部市	2,310	7,350	62,000	11.2 億円	124	120～300
宮津市	3,000	9,879	76,659	14.0 億円	156	165～329
京丹後市	2,780	7,415	45,229	10.1 億円	112	133～155
亀岡市	2,835	10,878	93,870	14.8 億円	164	130～320

- ⑤ 電気料金の値上げ、消費税率上昇など、家計支出は、平成 26 年度までに月 10,000 円以上増加することが見込まれる。

## 2.使用料のあり方に関する意見

- ・利用者負担という大原則があるので、公営企業としては、利用者に負担してもらわないといけない。使用料を上げる場合、下げる場合のルールをしっかりと整理すべき。
- ・舞鶴湾は閉鎖性が高く、ほとんどの河川が流れ込んでいる。無理なコスト削減を図ると、公共水域の保全に大変なトラブルになることがあるので、コスト削減は、適切に進めていただきたい。
- ・現行の維持管理費＋元利償還費の 40%の現行水準は残して、累進制の導入と使用料体系の統合を検討し、5 年くらいの期間で使用料を設定していくのが妥当ではないか。
- ・政策的繰入金を解消するには、約 25%の使用料改定が必要になるが、汲取り料と比べても高くはなく、国の基準とも合致する水準である。今後の様々な政策課題に対応するためにも、政策的繰入金はなくした方がよい。

- ・ 使用料改定は、20年後くらいの管理運営費も想定して検討すべき。
- ・ 使用料を改定した場合、企業にとってコストの上昇分は、エンドユーザーに転嫁され、最終的に消費者の負担になる。

### 3.累進制に関する意見

- ・ 大口需要家には官公庁が多いが、中小企業への影響が気になる。
- ・ 使用料が安いことは、企業の進出には好材料になるので、慎重に検討すべき。
- ・ 多くの市町村が採用されており、将来の維持管理を考慮し、累進制への政策転換の時期にきているのではないか。
- ・ 使用水量の少ない階層で舞鶴市より少ない使用料になっている市町村もあり、小規模需要家の負担にならないような導入を検討すべき。
- ・ 累進制の採用は、大口需要家が撤退した場合の影響が大きいため、極端な累進度は採用すべきではない。

## おわりに

本懇話会は、平成24年10月から6回の委員会で意見交換を重ね、その概要をここにまとめました。会議では、舞鶴市の下水道事業の経営の現状や課題が明らかになり、活発な意見交換がされました。

今後、舞鶴市では、この報告書を下水道事業の健全運営の検討に活用され、更に、事業経営のあり方について検討を進められることを願います。

特に、健全化の取組みについては、定期的に評価・検証した上で、その結果を公表し、市の下水道事業が市民はもとより、多くの下水道利用者に理解され、更なる公共水域の保全と快適で住みよい生活環境が促進されることを期待し、報告といたします。

## 資料編

### 舞鶴市下水道事業あり方懇話会 委員名簿

#### 学識経験者

会長  
太田 泰雄 舞鶴工業高等専門学校長

副会長  
川端 隆一 公認会計士川端隆一事務所

#### 各種団体

瀬川 甫 舞鶴商工会議所専務理事

櫻井 裕 舞鶴の川と海を美しくする会会長

上野 和美 NPO 法人まいづるネットワークの会副理事長

福島 イツヨ NPO 法人まいづるネットワークの会理事

#### 使用者代表

藤原 隆一 舞鶴自治連・区長連協議会推薦  
(舞鶴東自治連合会会長)

藤岡 巧 舞鶴自治連・区長連協議会推薦  
(大宮自治会長)

木戸 聰 舞鶴自治連・区長連協議会推薦  
(舞鶴西自治連合会会長)

山本 公彦 舞鶴自治連・区長連協議会推薦  
(中筋自治連合会会長)

福本 清 舞鶴自治連・区長連協議会推薦  
(中舞鶴自治連合会会長)

福岡 秀一 大浦振興協議会推薦 (同会会長)

池田 博之 21 加佐活性化協議会推薦 (同会理事)

## 舞鶴市下水道事業あり方懇話会に関する要綱

### (開催)

第1条 市長は、本市の公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設及び公設浄化槽（以下「公共下水道等」という。）に係る事業のあり方、経営等について、市民及び専門家等から幅広い意見を聴くため、舞鶴市下水道事業あり方懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

### (構成)

第2条 懇話会は、次に掲げる者のうちから、市長が選任する委員15人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 本市の公共下水道等の使用者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

2 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

6 懇話会は、必要に応じて懇話会委員以外の者の出席を求めることができる。

### (開催期間)

第3条 懇話会は、平成24年10月23日からおおむね1年間開催する。

### (庶務)

第4条 懇話会の庶務は、下水道部下水道総務課において行う。

### (委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が委員の意見を聴いて定める。

### 附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

## 舞鶴市下水道事業あり方懇話会 開催経過

### 第1回懇話会

平成24年10月23日（火） 13時30分～17時00分

- ・会長、副会長選出
- ・懇話会の進め方について
- ・下水道事業の概要について
- ・懇話会のテーマについて
- ・施設見学 東浄化センター、佐波賀浄化センター

### 第2回懇話会

平成24年11月29日（木） 14時00分～16時00分

- ・公共下水道と集落排水等の使用料体系の統合について

### 第3回懇話会

平成24年12月19日（水） 13時30分～16時00分

- ・経営健全化の事業者取組みについて

### 第4回懇話会

平成25年1月24日（木） 13時30分～16時00分

- ・使用料のあり方について

### 第5回懇話会

平成25年2月19日（火） 13時30分～15時30分

- ・総括的な意見交換

### 第6回懇話会

平成25年3月26日（火） 13時30分～14時50分

- ・懇話会意見のまとめ